

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 ・身体障害者手帳の交付の申請に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・身体障害者手帳の所持者が氏名を変更したとき又は居住地を移したときの届出に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の20 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、18、20、25、37、42、48 第16条第1号ハ、第2号ハ、第4号ハ、第20条第1号ハ、第22条第1号二、第2号二、第4号二、第6号二、第8号二、第27条第2号、第39条第1号イ、第2号イ、第44条第1号ハ、第50条第4号ロ、第51条第2号ロ、第7号ロ、第55条第1号ロ、第77条第1号ロ、第2号イ、第78条第1号ロ、第79条2号、第82条第1号ロ、第3号ロ、第83条第1号ハ、第2号ロ、第4号ハ、第5号ロ、第6号ハ、第7号イ、第93条第1号ハ、第3号ハ、第94条第1号ロ、第110条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第115条第1号ロ、第2号ロ、第126条第1号ロ、第127条第1号ハ、第143条第1号ロ、第2号ロ、第4号イ、第146条第1号ロ、第2号ロ、第5号イ、第6号イ、第11号イ、第157条第5号イ、第11号イ、第163条第1号ハ、第165条第1号ロ ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2147(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民登録がある者については、副本と自動連携される。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	システムにログインする際にパスワードを要しており、担当者以外のログインは困難であるため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 ・身体障害者手帳の交付の申請に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・身体障害者手帳の所持者が氏名若しくは居住地を移したときの届出に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 ・身体障害者手帳の交付の申請に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・身体障害者手帳の所持者が氏名を変更したとき又は居住地を移したときの届出に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条1号ハ、3号ハ、4号、第20条2号イ、6号、第21条1号イ、2号イ、3号、第22条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第28条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条1号、第30条3号、第31条1号ハ、2号ハ、4号イ、5号ハ、6号イ、第42条1号、第53条1号イ、2号イ、3号イ ※番号利用法別表第二の116の項に係る主務省令は未制定。	○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1号ロ、4号ロ、第11条1号ロ、第12条1号ヘ、2号ホ、4号ト、5号、6号ホ、8号ト、第14条1号イ、2号イ、第20条2号イ、6号、第21条1号イ、2号イ、3号、第22条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条1号、第30条4号、第31条1号ハ、2号ハ、4号イ、5号ハ、6号イ、第42条1号、第43条の4第1号イ、2号、第53条1号ロ、2号ロ、3号イ、第55条1号ト、5号イ、6号二、10号ハ、第59条の2第1号ト、2号、3号、4号、5号	事後	
平成29年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成31年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1号ロ、4号ロ、第11条1号ロ、第12条1号ヘ、2号ホ、4号ト、5号、6号ホ、8号ト、第14条1号イ、2号イ、第20条2号イ、6号、第21条1号イ、2号イ、3号、第22条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条1号、第30条4号、第31条1号ハ、2号ハ、4号イ、5号ハ、6号イ、第42条1号、第43条の4第1号イ、2号、第53条1号ロ、2号ロ、3号イ、第55条1号ト、5号イ、6号二、10号ハ、第59条の2第1号ト、2号、3号、4号、5号	○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1号ロ、4号ロ、第11条1号ロ、第12条1号ヘ、2号ホ、4号ト、5号、6号ホ、8号ト、第14条1号イ、2号イ、第20条2号イ、6号、第21条1号イ、2号イ、3号、第22条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条1号、第30条4号、第31条1号ハ、2号ハ、4号イ、5号ハ、6号イ、第42条1号、第43条の4第1号イ、2号、第53条1号ロ、2号ロ、3号イ、第55条1号ト、5号イ、6号二、11号ハ、第59条の2第1号ト、2号、3号、4号、5号	事後	
平成31年2月14日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従事者に対する教育・啓発	—	項目追加	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の11の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の11の項、第2項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年8月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の11の項、第2項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の20 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1号ハ、4号ハ、第11条1号ロ、第12条1号ト、2号ヘ、4号ト、5号、6号ヘ、8号ト、第12条の2第1号、第14条1号イ、2号イ、第20条2号イ、第21条2号イ、第22条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条1号イ、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条1号、第30条1号二、2号、3号二、第31条1号ハ、2号ハ、4号イ、5号ハ、6号ハ、7号イ、第42条1号、第43条の4第1号イ、2号、第53条1号ハ、2号ロ、3号イ、第55条1号ト、5号イ、6号二、11号ハ、第59条の2の2第1号ト、2号、3号、4号、5号、7、8、9、10、11号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	○特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、18、20、25、37、42、48 第16条第1号ハ、第2号ハ、第4号ハ、第20条第1号ハ、第22条第1号二、第2号二、第4号二、第6号二、第8号二、第27条第2号、第39条第1号イ、第2号イ、第44条第1号ヘ、第50条第4号ロ、第51条第2号ロ、第7号ロ、第55条第1号ロ、第77条第1号ロ、第2号イ、第78条第1号ロ、第79条2号、第82条第1号ロ、第3号ロ、第83条第1号ハ、第2号ロ、第4号ハ、第5号ロ、第6号ハ、第7号イ、第93条第1号ハ、第3号ハ、第94条第1号ロ、第110条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第115条第1号ロ、第2号ロ、第126条第1号ロ、第127条第1号ハ、第143条第1号ロ、第2号ロ、第4号イ、第146条第1号ロ、第2号ロ、第5号イ、第6号イ、第11号イ、第157条第5号イ、第11号イ、第163条第1号ヘ、第165条第1号ロ ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
令和8年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	